

身近な音に気を配ろう！！

12.04

○ 生活騒音

私たちの身近には、いろいろの音があります。快く感じる音がある反面、迷惑に感じる音もたくさんあります。特に私たちの日常生活から出る音を生活騒音といい、特徴としては

どこにでもある音である

感情的なトラブルを生じやすい

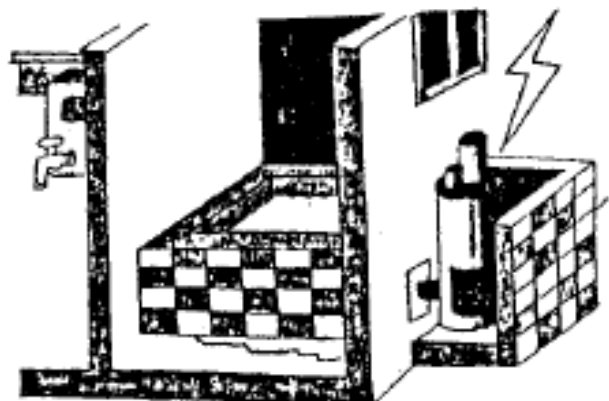
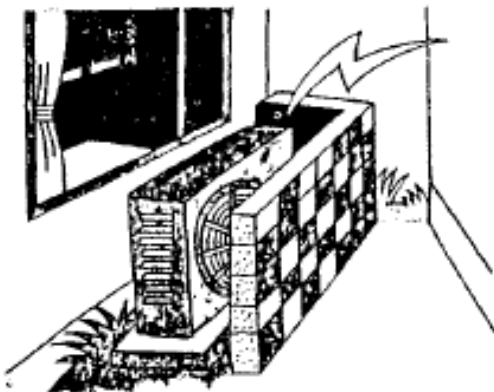
心理的な被害がある

お互いに加害者にも被害者にもなる

子供の声やペットの鳴き声など、音そのものには対策のないものが多いなどがあります。



生活騒音とは 生活騒音は人によって感じ方が違うものです。生活するうえで必要な音、自分にとって快く感じる音も他人にとっては、うるさい音・不快な音と感ずる場合があります。日ごろから音に注意を払い、家庭機器・楽器・ペットなどについて配慮と工夫をしましょう。



○ 迷惑と感じたり、苦情をいわれたら

私たち一人ひとりが注意すれば『生活騒音』はある程度防止できます。ご近所への思いやりの気持ちで考えましょう。

☆ 苦情は、早めに直接相手に話しましょう。

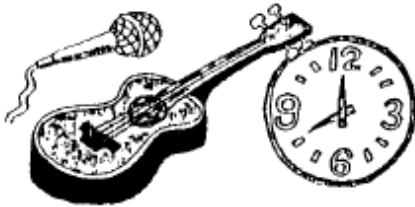
度を越えていると感じたときあまり我慢を
すると、つい話す言葉の調子がきつくなるも
のです。感情的にならず、さりげなく理解を
求めましょう。



☆ 苦情をいわれたら、相手の立場も考えましょう。

感情的にならず、謙虚に相手の話を聞きましょう。

また、音量・設置場所・時間など使用方法を
点検してみましょう。



☆ 地域で話し合しましょう。

隣近所で似たようなケース
が起こりがちです。解決の糸
口が見つからないときには、
町内会や自治会で話し合いま
しょう。



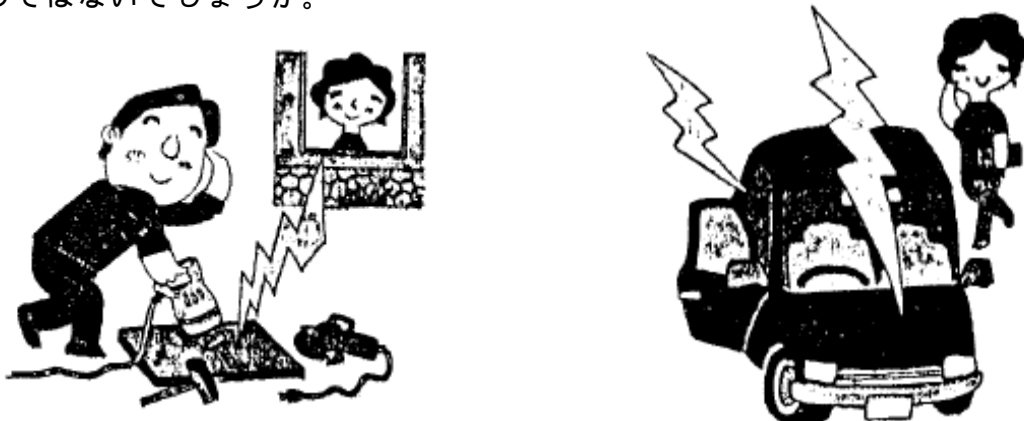
○ より良い近隣関係づくり

日ごろからの近隣関係が大切です。騒音であるか否かは人によって感じ方が異なり、快いはずの音楽も他人には迷惑になり得ることもあり、判定が難しいいうえに、お互いに加害者にもなり得ることなのです。『生活騒音』は法令による一律の規制になじみにくいので、一人一人のモラルやマナーによって自主的に解決するように努めましょう。また、一人ひとりが音の発生に注意し、問題が起きても話し合いで解決できるよう、日ごろから良好な近隣関係を作っておくことが大切です。



『近所付き合いが深いほど騒音は気にならない』ということが、いろいろなアンケート調査でわかっています。その一つ・・・ふだんの近所付き合いがうまくいってれば、お互いに相手に対して寛容な気持ちになれるので、音をうるさいと感じにくくなり、たとえうるさいと感じてもトラブルは起きにくい・・・

顔を合わせたらまずあいさつをする。そのことが思いやりを育て、連帯感を広げるのではないのでしょうか。



○ 話し合いがムリなら裁判などでの解決も

まず話し合いによる解決を追求し、公害紛争調停を活用してみるべきですが、聞き入れてもらえない場合には、損害賠償請求や差し止めを求めて訴訟を起こすことも考えられます。次の裁判などでは、生活騒音が我慢すべき範囲内か否か（受忍限度内か否か）がポイントになっています。

判例などでは

=クーラーの音=

東京地方裁判所 昭和 48.04.20 判決 （昭和 42(ワ)第 4987 号）

騒音の大きさは 55 ～ 60 デシベルで、この騒音の長時間持続により不快感、圧迫感をもたらし、睡眠妨害、生活妨害などの精神的ストレスが間接的に身体的影響をもたらす可能性があることから、慰謝料の支払いを命じています。

=湯沸し器の音=

東京都の調停 成立：昭和 61.04.10 調停成立 （昭和 60(調)第 2 号事件）

ガス湯沸器に防音装置を設置し、その保守点検に万全を期すことにより騒音を抑え、また、一部のガス湯沸器については隣接した住居に影響の少ない位置に移設などについて合意に達しています。

=犬のなき声=

鎌倉簡易裁判所 昭和 57.10.25 判決 （昭和 54(ハ)第 32 号）

（控訴）横浜地方裁判所 昭和 61.02.16 判決 （昭和 57(レ)第 61 号）

正しい犬の飼い方をしていないという理由により、隣の住民の精神的苦痛に対して、慰謝料の支払いを命じています。（1、2 審とも飼主敗訴）

○ 最後に

生活騒音は、当事者がお互いに相手の立場を考えて冷静に話し合うことが大切です。お互いに相手の気持ちを理解すれば、問題は早く解決します。

しかし、隣同士でありながら顔を合わせてもあいさつもしないような間柄だと、お互いに感情的になり、話し合いがこじれやすくなります。こうしたことを考えると、隣近所に対する心遣いと普段の付き合いが非常に大切だということになります。

尼崎市経済環境局環境部環境保全課（交通公害・騒音振動担当まで）

〒660 - 8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 06 - 6489 - 6305